

役員及び評議員の報酬に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人伏見台保育園（以下「この法人」という。）の定款8条及び21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次の通り報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

ただし、当分の間は支給しない。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、別表1に定める額とする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。
- 4 計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支払い時期は、次の各号による時期に金融機関の口座に毎月25日に振り込むものとする。当日が休日の場合は、それ以前の金融機関の

営業日とする。

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度支給する。

3 報酬等は、現金により支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。ただし、当分の間は支給しない。

(費用)

第6条 役員等が職務の遂行に当たって費用を要する場合は当該実費用を支給する。

ただし、当分の間は支給しない。

(公表)

第7条 この法人は、この規程を以って、社会福祉法第59条の2条第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年1月より施行する。

別表1（常勤の役員の報酬）

（1）役員

	報酬	費用
週平均30時間以上（月額）	200,000円	なし
週平均30時間未満（月額）	50,000円	なし
理事会等会議への出席（日額）	5,000円	実費 円

別表1（非常勤の役員の報酬）

（2）理事

	報酬	費用
理事会等会議への出席（日額）	5,000円	実費 円
上記の他法人・施設業務の為の出勤（日額）	5,000円	実費 円

（1）監事

	報酬	費用
理事会等会議・監事監査等への出席（日額）	5,000円	実費 円
上記の他法人・施設業務の為の出勤（日額）	5,000円	実費 円

別表2（評議員の報酬）

	報酬	費用
評議員会への出席（日額）	5,000円	実費 円
上記の他法人・施設業務の為の出勤（日額）	5,000円	実費 円